

# 小原地区わくわく事業補助金審査基準

## 第1 趣 旨

この審査基準は、わくわく事業補助金交付要綱（以下、要綱）に定めるもののほか、小原地域自治区のわくわく事業補助金の審査に関して、必要な事項を定める。

## 第2 補助対象外経費（要綱第5条関係）

次に掲げる経費は、補助対象外又は減額査定とする。

- ①申請団体の工夫や労力によって賄うべき経費
- ②申請団体や利用者等の自己負担が適当である経費
- ③団体規模や日程等に照らして、計画の内容が過大である事業の経費
- ④各種法令に基づく届出・許可や地権者の承諾が得られていない事業の経費
- ⑤その他、上記に準じて小原地域会議が不相当と判断した経費

2 経費別の審査基準は、別表1のとおりとする。

## 第3 補助事業の採択基準（要綱第5条関係）

補助事業の採択は、公開審査における「公共性・公益性」の評価点の平均が3点以上で、かつ、評価点合計の平均が12点以上の場合とし、補助率は原則10分の9とする。

## 第4 補助率の特例（要綱第5条別表関係）

以下の要件をいずれも満たし、かつ、小原地域会議が必要と認めた事業は、要綱別表で定める補助率を10分の9.5以内に読み替えるものとする（ただし、印刷製本費の記念誌等、備品購入費は除く。）。

- ①10分の9を超える補助率の適用に関する申請があった場合
- ②公開審査における「公共性・公益性」と「おぼらみらいプラン関連性」の評価点合計の平均が7点以上の場合
- ③当該年度の当初募集に応募した団体

2 前項の規定を適用する団体数は、公開審査後、評価点を決定した団体数の10分の5以下とし、選定は評価点の高いものから順に行う。

## 第5 補助金の交付回数の特例（要綱第7条関係）

同一事業で4回目以降の申請となる場合は、公開審査における継続評価の「適」が有効回答数の6割以上の場合とする。ただし、事業採択後の補助率の上限は10分の8.5とする。

## 第6 審査方法（要綱第12条関係）

### （1）経費審査

小原地域会議は、補助対象経費について要綱及び本基準に基づき審査し、補助対象とすべき経費を判定する。

### （2）公開審査

申請団体は、公開審査の場で小原地域会議が行う質疑に応じるものとする。その結果を踏まえ、小原地域会議は、申請団体の状況及び事業計画の内容を審査し、補助事業の採択を決定する。

## 第7 補助金交付額の調整（要綱第12条関係）

査定額が予算額を超過する場合は、事業採択となった全ての団体の査定額に一定率を乗じ、補助金交付額を減額調整するものとする。

別表 1

## 補助対象経費審査基準

科目	補助対象経費（要綱）	小原地区審査基準	補助率	見積書等
報償費	講師謝礼、出演料及び講師旅費のみ対象。講師1人につき1回の講座で10万円が限度。		原則 90%以内 上限95%	講師の概要資料
旅費	公共交通機関を利用する場合は実費。自家用車の場合は、1kmにつき30円。	視察や勉強会は対象外。		
消耗品	使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないもの等。	①個人所有となる場合は、対象外。 ②ユニホーム代は、個人名や番号など使用者が特定できるデザインとしないこと。 ③以下は上限を設定する。 チップソウ 1,000円/枚 チェーンソーの刃 4,000円/枚 ※いずれも税抜価格		
燃料費	工具、器具及び備品等の燃料代。			
食糧費	団体構成員の作業時・会議時の飲料水及びお茶代が対象。講師又は出演者に供する食事は、別に謝礼を払っていない場合のみ対象。	飲料水及びお茶は、水分補給が必要な作業時のみを対象とし、ペットボトルの単価は120円を上限とする。会議用のお茶代は対象外とする。		
印刷製本費	記念誌などの冊子作成費	作成部数や装丁など必要最低限とすること。	90%以内	
	上記以外（チラシ等）で無料配布する場合、税込単価100円が限度。			
修繕料	工具、器具及び備品等の原状復旧を目的とする修繕及び部品の取替えのための経費。		原則 90%以内 上限95%	2万円以上10万円未満1者、10万円以上2者
賄材料費	調理を必要とする食材等の購入費。団体の構成員のみの食事は対象外。			
通信運搬費	郵便料金等の経費及び物品等の運搬に係る経費。			
手数料	サービスの提供に係る経費。			
筆耕翻訳料	通訳及び翻訳の経費。			
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険等で必要最小限のもののみ対象。			
委託料	特別な知識及び技術を必要とする事務、事業、調査及び試験研究等が対象。			50万円未満1者、50万円以上2者

科目	補助対象経費（要綱）	小原地区審査基準	補助率	見積書等
使用料	機械等の借上げ及び施設、物品等を使用する経費。	次のものは対象外 ①会員が所有している機器 ②減免される施設使用料等 ③会員のみが使用するバス借上料	原則 90%以内	
工事請負費	特別な知識及び技術を必要とする工作物等の設置、移転及び撤去費。		上限95%	50万円未満1者、50万円以上2者
原材料費	工事、作業、工作等のために必要な材料及び物品の購入費。			
備品購入費	自治区関連の団体が自治区行事に使用する備品購入。	自治区活動備品補助金が活用できるものは対象外。	50%以内	2万円以上10万円未満1者、10万円以上2者
	上記以外の備品購入。	単品5万円以上の備品で、5万円を超える分については補助率2分の1以内。	90%以内	
負担金	視察及び研修会等で訪問先に支払う参加負担金。		原則 90%以内 上限95%	

※上表にかかわらず、補助金交付が4回目以降となる同一事業の補助率は85%以内とする。

## 別表 2

## 事業内容評価基準表

## 【総合評価項目】

評価指標	評価点
①公共性・公益性 ・地域の課題解決につながる活動か ・地域の活性化につながる活動か	5・4・3・2・1
②おばらみらいプラン関連性 ・プラン実現に向けた貢献性が認められる活動か ・現状の取組評価が低い分野を強化する活動か	5・4・3・2・1
③実現性・妥当性 ・事業計画、実施体制が十分に検討されているか ・収支計画、費用対効果は適切か	5・4・3・2・1
④発展性・将来性 ・事業展開の発展性が期待できるか ・新しい地域活動の担い手の育成につながるか	5・4・3・2・1
合計	20点

## 【継続評価項目】

評価指標	評価
地域貢献性が高く、4回目以降の継続がふさわしいこと	適・否

## 【採択基準】

補助事業 採択基準	公共性・公益性の評価点の平均が3点以上で、かつ、評価点合計の平均が12点以上であること
補助率9割超 の特例基準	公共性・公益性とおばらみらいプラン関連性の評価点合計の平均が7点以上
4回目以降の 継続可否基準	継続評価項目の「適」が有効回答数の6割以上 ※無記入は無効回答とする

## 【評価点の基準】

5	大変良い	指標を十分満たし、他団体にとって模範的である
4	良い	指標を満たし、他団体にとって参考になる
3	普通	指標を概ね満たし、問題ない
2	多少問題あり	指標を満たすことが困難だが、指導等により改善できる
1	良くない	指標を満たすことが困難で、補助事業として認めることが適当ではない
0	全く良くない	指標を全く満たすことができず、補助事業として認められない